

県南地域（西郷村）から平成23年3月17日に避難を開始した申立人ら（母と未成年の子1名）について、避難直後の避難費用、原発事故後半年間の生活費増加費用のほか、未成年の子につき同年12月までの精神的損害が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1およびX2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

1 損害項目

(1)避難費用（避難交通費）	130,530円
(2)避難費用（宿泊費）	66,000円
(3)避難費用（宿泊謝礼）	10,000円
(4)生活費増加費用（家財道具購入費用）	150,000円
(5)精神的損害（X2分）	100,000円

2 期間

(1)から(3)について

平成23年3月17日から平成23年4月2日まで

(4)について

平成23年3月11日から平成23年9月10日まで

(5)について

本件事故発生当初から平成23年12月末日まで

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金456,530円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金200,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1の1記載の損害項目（同項の2記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年2月17日

（仲介委員 脇奈穂子）